

令和6年度川口市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年3月28日決裁

1 策定趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に關し、方針を策定するもの。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、市内の障害者就労施設等（本市の物品入札参加資格審査登録をしたもの）からの調達に可能な限り努めるものとする。
- (4) 調達する品目等の種類は、分野を限定することなく、市が発注する物品等のうち障害者就労施設等が供給可能なものとする。

4 調達の推進方法

- (1) 物品等契約担当課および障害福祉課は、市役所各機関及び職員に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を周知する。
- (2) 障害福祉課は、障害者就労施設等に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を周知し、調達可能な物品等の提供拡大に向けて指導・育成を図る。
- (3) 各機関が円滑に調達を行えるよう、障害福祉課は障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、各機関に対しこれを提供する。
- (4) 各機関は、提供された情報を基に、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達の可能性について十分に検討し、購入数量、納期の設定などについて配慮する。
- (5) 物品等契約担当課は物品等の調達依頼があった場合には、方針を周知するとともに、市内の障害者就労施設等からの調達の推進に可能な限り協力するよう要請する。

- (6) 契約課は、本調達方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (7) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。

5 調達目標

令和6年度の調達目標は、前年度実績以上となるよう努めるものとする。

※令和5年度の確定後実績は6月以降に障害福祉課が公表。

下記調達見込み及び実績は契約課調査分を集計したもの。

[5年度見込み]

件数	29件	金額	89, 817, 462円
----	-----	----	---------------

[4年度実績]

件数	23件	金額	89, 534, 833円
----	-----	----	---------------